

宇宙活動法制定にあたり検討すべき事項

(民間衛星オペレータの視点で)

2009年3月12日

スカパーJSAT株式会社

『当面の検討課題について(案)』「5.その他【宇宙基本法第35条第2項等】について」 において、検討項目に加えるべきと考える事項

<衛星利用産業振興の一環として>

(1)官民連携促進策(宇宙基本法第10条)

官民相乗りミッションの衛星打上げ等、今後更なる民間活力の利活用を図ることで、官民双方のコストセーブ等を実現していくために、官需衛星プロジェクトの早期計画公表やプロジェクト毎の官民協議会の開催等を(努力)義務化する等の施策について、検討が必要。

(2)国際競争力強化策(宇宙基本法第4条、6条、19条)

衛星の特性から、国際マーケットへのビジネス拡大は重要な課題。特に、通信・放送分野の国内マーケットは、地上網の発展と共に縮小傾向にあることから、民間事業者の国際進出を支援するために、以下のような海外マーケット参入を促進する施策の検討が必要。

- ①ODAを活用した官民協調プロジェクトの推進策
- ②国際協力プロジェクトにおける民間活力の導入

『当面の検討課題について(案)』に含まれている事項で、検討の方向性を確認すべきと考える事項

<衛星運用事業者の立場から>

(1) 宇宙損害責任について

打上げ行為者の責任に関する事項の検討が主体となるのは理解できるが、衛星運用者の(主に宇宙空間での第三者賠償責任事故の発生に対する)責任(の制限)に関する事項についても検討が必要。

例えば、衛星運用者の責任の範囲を以下のように制限することで、ベンチャー企業や大学等を含む民間事業者が衛星の保有・運用に対するリスクが低下し、宇宙開発利用振興に寄与すると考えられる。

➤ 故意の事故以外については、国が補償する。

または、

➤ 民間事業者の賠償限度額を設定し、それを超える部分は国が補償する。

(但し、打上げ時と異なり、第三者賠償責任保険の付保が一般的ではない状況から、限度額の設定には検討が必要)

『当面の検討課題について(案)』に含まれている事項で、検討の方向性を確認すべきと考える事項

(2) 衛星の運用者に対する国の許可、監督の態様について

打上げに関連する国の許可、監督の態様の検討と同様に、以下の観点からの検討が必要。

① 許可対象者の範囲(属人、属地)の確定

- 「衛星運用」の定義は、WG第2回 資料1(2)③の定義(宇宙活動の一態様としての「宇宙物体を管理しようとする行為」)が基本になると考えるが、具体案の検討が必要。例えば、「衛星を自己の責任で管制する活動」等。
- 許可の対象は、衛星を主体的に運用・管制を行う者に限るべき(例えば、衛星所有者が第三者に衛星運用を委託するような場合は、その受託者が許可対象)。

② 国の許可、監督の態様

- 衛星運用許可は、衛星運用事業(基盤)に対して付与すべき(衛星運用事業者の財政基盤や管制設備の要件等を審査対象とする)。
- 従って、運用対象(個別の衛星)の追加は、軽微な変更と位置づけ届出等の簡易な手続きとすべき。
- 申請すべき内容の範囲、審査基準については、事業者にとって過度の負担とならないよう、配慮が必要。

③ 規制強化と産業振興・民間活力導入とのバランス

- 許可事業者に対するインセンティブの検討(第三者損害賠償責任リスクに対する国の補償等)